

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

B

設問1. (民事訴訟法120条、法令名略)

1. 135条は、将来給付の訴えに、「おなじみの請求をする必要がある場合」であることも、特別の訴訟要件と必要とする。本件における敷金返還請求訴訟(以下、「本件訴訟」といふ)はこの訴訟要件を満たすか。

2. 将来給付の訴えは、未発生^{の訴訟物}の権利・法律関係について、将来紛争が見込まれる場合において、その早期解決を図ることができるとする。

一方、将来給付の訴えは、現時点に於いて不確定であり、事後の変動が、権利が^{の権利}発生し得る可能性もある。加えて、仮に債務者たる被告に有利な変動が、事実審口頭弁論終了後^{の権利}に生じると、その事情変更についての立証責任は、請求異議の訴え(民事執行法35条)において、債務者が負担することになり、不公平を生ずる虞がある。

故に、将来給付の訴えも予めする必要があるという。①基礎となる法律関係が既に発生し、それが今後も継続する見込みがあること、②被告(債務者)に有利な事情変更も、被告が明確に予見できること、③事情変更しても被告に立証責任を負わせれば当事者間の公平も害されないと要すると解する。

3. 本件における2は、甲建物引渡後に発生した敷金返還請求権の法。その2分の1は将来給付の訴えの目的と見らる。当該権利は、本件契約を基礎として発生したものであり、その終期には争いがあるものの、令和4年9月30日現在において継続する見込みがある。加えて敷金に関する紛争は、令和4年8月に、乙から甲に問い合わせた時点に顕在化し、今後も継続^{の権利}の見込みがある。故に、要件①も充足する。

①

②

③

④

1 ページ
裏面へ

また、返還すべき敷金の額は、当該賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃借人に対する金銭の給付を目的とした債務の発生・増加による減少するものがある(民法622条の2第1項柱書参照)。この減額事由は具体的に認められ、通常考えられるのは、賃料滞納や物件の汚損である。この点に、敷金の減額事由は、社会通念に照らし明確に賃借人にかんして予見される(要件④充足)。

もし、上記のような減額事由は、敷金返還請求訴訟において、むしろ賃借人が、抗弁として立証責任を負うものがある。加えて本件を見ても、令和4年8月分からの賃料に滞納はなく、また同月時点に修繕等の必要はなかった。したがって、令和4年8月以降の滞納や汚損があるがこれを主張立証するに反し、むしろその証拠収集や保存は容易である。故に、先んずき請求異議訴訟での、有利な事情変更について立証責任を負わせ、当事者間の公平を確保する。

4. よって、本件訴訟は、おかしな請求の必要があるため、訴訟要件も満たさず、適法である。

設問2. 乙に対する

1. 乙は、敷金返還請求権確認の訴えを提起するものと考えられる。この訴え訴訟法上の訴訟事件訴訟である。

2. 確認訴訟とは、ある法律関係を確認し得るが、確認判決には既判力なく、執行力や形成力はない。そのため無益な訴訟や、紛争の終局的解決に資しない訴訟を生むが、この確認の訴えは、訴の利益を厳格に判断すべきである。

以上を踏まえ、確認の利益があるというには、①訴訟物の現在の法律関係にあること(対象選択の適否)、②給付訴訟や形成訴訟によるおそれがあること(方法選択の適否)、③自己の権利利益が、危険・不安に晒され、即時に確定すべきものであること(即時確定の利益)を要する。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

解す。

3. 本件において、Yは、Xに対する敷金返還請求権の確認を求むる。また、当該権利は、甲建物明渡後初めて生ずる将来の法律関係と見ることもできる。しかし、

5 甲建物明渡後も停止条件付き権利とされ、現在の法律関係と見る。故に、当該権利は確認対象と適切である(要件①充足)。

9 甲建物明渡前の抗。仮に将来給付訴訟に不法抗弁、現時点では、提起する給付訴訟ではない。故に、確認訴訟は方法として適切である(要件②充足)

10 更にXは、Aが差し入れたのは敷金ではなく礼金であると主張し、敷金返還請求権の存在自体を争っている。このおた事情のある本件では、甲建物明渡後も、Xが任意に敷金も返還するとは期待できない。故に、Yの敷金返還請求権は、現に危険・不安に晒れ即時に確定すべき状態にある(要件③充足)。

15 4. よに、Yの、Xに対する敷金返還請求権確認訴訟は、確認の利益が認められる。

以上

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

- ① 冒頭に条文を挙げてそこから検討を始めるのは適切で良いと思います。
- ② 規範を導くにあたって、将来給付の訴えの性質を論じており、そこから具体的な要件を導いています。このような論述のしかたは明確で説得力があり、とても良いです。
- ③ 敷金返還請求権の「終期」では意味が通りませんので、賃貸借契約の「終期」でしょうか？
- ④ ここでは「紛争の」継続が見込まれるかどうか論じられていますが、判例のいう事実関係の継続性とは、請求の基礎となる法律関係の継続性（たとえば継続的不法行為）を意味していますので、検討対象が異なると感じました。
- ⑤ ここで「社会通念に照らして明確に・・・予見できる」ということが何を指しているのか、多少分かりづらく感じました。賃貸人の側で、賃借人が賃料を滞納するかどうかを事前に予測するのは難しいように思います。
- ⑥ （実務的な感覚からすると、敷金の返還額を請求異議訴訟で争わせるというのは貸主側に酷であって敷金の担保としての効力を弱めすぎるように思われるのですが）検討の方向性としてはあっており、筋の通った論述だと思います。
- ⑦ 確認の利益の判断基準について、理由づけを含めて適切に書けていると思います。
- ⑧ ポイントとなる指摘です。
- ⑨ 事案を適切に分析・あてはめができていますと思います。

以上

